

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
4月18日  
(火曜日)

## 目次

告示  
土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一  
道路の位置の指定(建築指導課).....一  
公告  
山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定(国際課).....一  
やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定(県民生活課).....二  
自然公園施設に係る指定管理者の指定(自然保護課).....二  
山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定(自然保護課).....三  
契約の締結(医務保険課).....三  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四  
土地改良区役員の届出(農村整備課).....四  
換地処分の届出(農村整備課).....五  
基本測量の実施(監理課).....五  
基本測量の実施の終了(監理課).....五  
公共測量の実施の終了(二件)(監理課).....六

### 山口県告示第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。



平成十八年四月十八日

土地改良区の名称

吉敷郡阿知須町土地改良区

認可年月日

平成一八、四、一一

山口県知事 二井 関成

### 山口県告示第二百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル) <small>員</small>	延 (メートル) <small>長</small>	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市室積東ノ庄二二八の一	四・〇〇五・三	三九・二	一六九・八七



### (二二七) 山口県国際総合センターに係る指定管理者の指定

山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、山口県国際総合センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県国際総合センター 下関市豊前田町三丁目三番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

- (二) 条例第四条の許可をすること。
- (三) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (四) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二一八) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の指定  
山口県民活動支援センター条例(平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。  
平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人やまぐち県民ネット二一 山口市大殿大路一三五番地二
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間
- (二一九) 自然公園施設に係る指定管理者の指定  
山口県自然公園施設条例(平成七年山口県条例第四号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、自然公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。  
平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県豊田湖ビクターセンター	下 関 市
山口県角島ビクターセンター	"

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
下関市 下関市南部町一番一号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県須佐湾ビクターセンター	萩 市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
萩市 萩市大字江向五一〇番地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- こと。
  - (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県秋吉台ヒジターセンター		美祢郡美東町	

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
美東町 美祢郡美東町大字大田五九三六番地
  - 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の閉館時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(三三〇) 山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定

山口県立自然観察公園条例(平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人野鳥やまぐち 山陽小野田市大字厚狭一七六八番地の四八

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第七条の規定により、山口県立きさら浜自然観察公園の使用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(三三一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

二 落札に係る物品の名称及び予定数量

電気 三百九十二万四千キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年三月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

五千百九十六万八千七百七十七円

七 入札公告日

平成十八年二月三日

八 その他

(一) 契約担当者

(一) 山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩  
 (二) 調達方法 購入  
 (三) 落札方式 最低価格

(二二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十二月六日山口県公告(六四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年四月十八日から同年五月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ブックセンタージャスト小野田店

所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

下関市王喜土地改良区 理事 玉樋百合昭 下関市王喜本町一丁目一四番二七号

大下 利昭 松屋上町三丁目一七二一

村田 稔 木屋川南町二丁目六二八

宇部市大花香土地改良区 監事 児林 式男 王喜本町一丁目四番五号  
 梅田 茂美 木屋川南町二丁目六三三の三  
 金子 和夫 宇部市大字小野八七六

山口市小鯖土地改良区 理事 重宗 哲美 山口市小鯖二二の一  
 田中 嵩久 二二二三  
 田中 正晴 一〇七四  
 鰐石 明 一一〇二  
 伊藤 繁 一八八七  
 古屋 裕敏 下小鯖一七九八  
 山本 敦也 四〇七八の三  
 大賀 清美 四四三三  
 徳本 孝二 五〇二七  
 徳本 俊治 五一七八  
 柴崎 正行 三六五二  
 原田 俊明 上小鯖一一一  
 黒瀬 壽之 下小鯖一八三二  
 柴崎 孝臣 四一三一

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

下関市王喜土地改良区 理事 白野 悟 下関市王喜本町一丁目四番一五号

中野代美人 木屋川本町三丁目六二八

高城 博幸 王喜本町一丁目七番二四号



基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成十七年四月五日から平成十八年三月二十四日まで

一 作業の種類

基本測量(二千五百レベルGIS基盤情報修正)

二 作業の地域

柳井市及び周南市

三 作業の期間

平成十七年八月十五日から平成十八年三月三十一日まで

(二二七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(出来形確認測量)

二 作業の地域

山口市矢原町

三 作業の期間

平成十七年十二月七日から平成十八年三月二十四日まで

(二二八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十八年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成十七年十二月二十六日から平成十八年三月二十七日まで

平成十八年四月十八日印刷  
平成十八年四月十八日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)